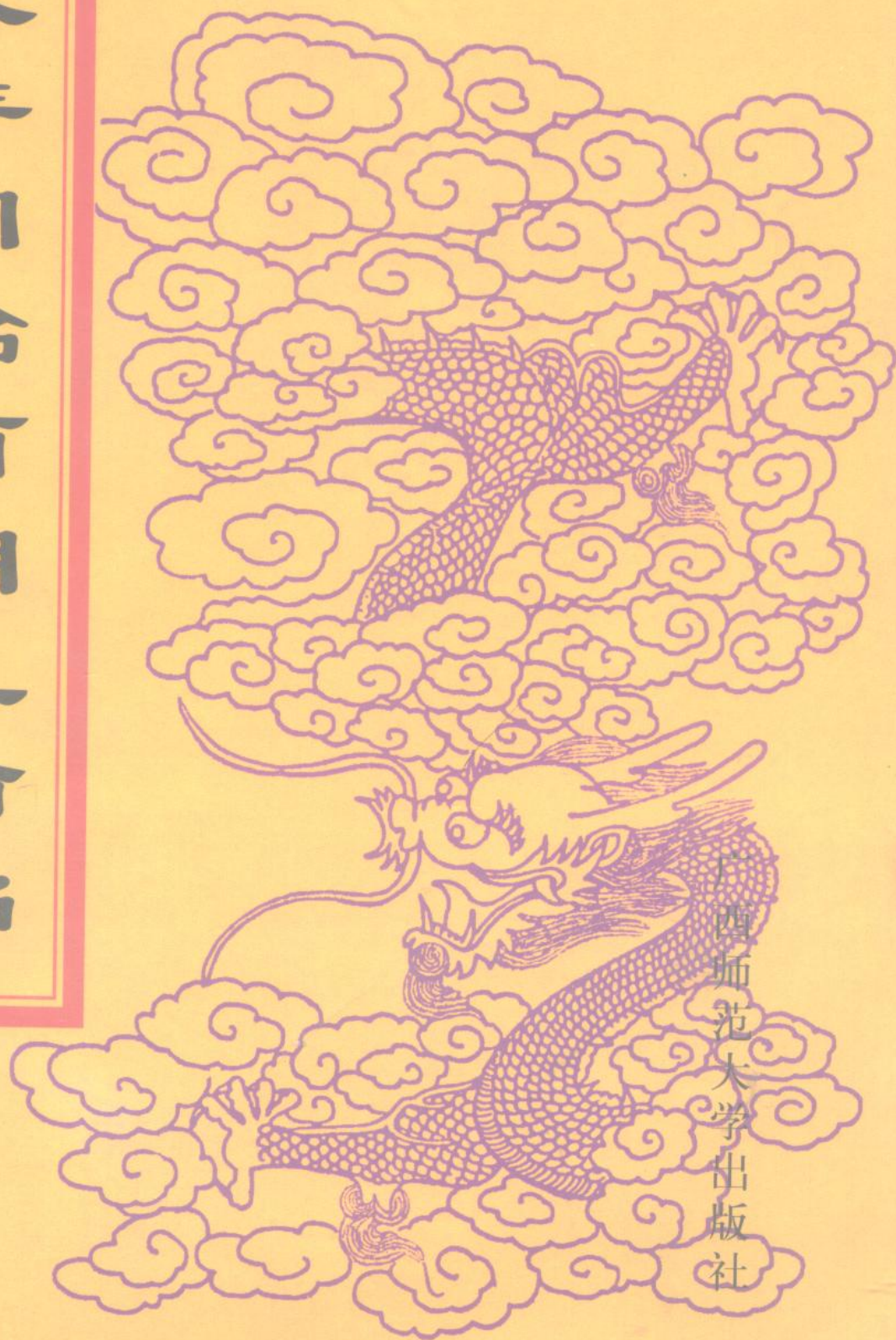


咸丰同治两朝上谕档



广西师范大学出版社

中國第一歷史檔案館編

同治朝上諭檔

第十四冊（同治三年）

廣西師範大學出版社

《咸豐同治兩朝上諭檔》編輯委員會

主任：邢永福

副主任：楊繼波

編委：邢永福 楊繼波 趙雄 李國榮

李守郡 牛平漢 張小銳 覃波

主編：趙雄

副主編：李守郡 李國榮 牛平漢

本冊編輯：覃波

技術支持：董福芝 王淑香 楊軍

馬慧榮 蘇東 張濤

咸豐同治兩朝上諭檔 第一四冊 目錄

同治三年(甲子 公元一八六四年)

正月

初二日		(一)
初三日		(五)
初四日		(九)
初五日		(一二)
初七日		(一三)
初八日		(一三)
初九日		(一五)
十一日		(一五)
十三日		(一六)
十四日		(一七)
十五日		(一七)
十七日		(一八)
十九日		(一九)
二十二日		(一九)
二十三日		(二〇)
二十四日		(二二)
二十五日		(二二)

二月

二十六日		(二五)
二十八日		(二五)
二十九日		(二五)
初一日		(二七)
初二日		(二八)
初三日		(二八)
初四日		(二九)
初五日		(二九)
初六日		(三二)
初八日		(四二)
初九日		(四二)
初十日		(四三)
十一日		(四四)
十二日		(四五)
十三日		(四八)
十四日		(四八)

三月

初一日		(六七)	十五日		(五〇)
初二日		(六七)	十六日		(五四)
初三日		(六七)	十七日		(五五)
初四日		(六七)	十九日		(五五)
初五日		(六八)	二十日		(五六)
初六日		(六九)	二十二日		(五八)
初七日		(七〇)	二十四日		(五九)
初八日		(七二)	二十五日		(五九)
初九日		(七九)	二十七日		(五九)
初十日		(八五)	二十八日		(五九)
十一日		(八五)	二十九日		(六四)

四月

初一日		(一〇三)	十二日		(八七)
初二日		(一〇五)	十三日		(八九)
初三日		(一〇六)	十四日		(九〇)
初四日		(一〇九)	十五日		(九一)
初五日		(一一〇)	十六日		(九一)
初六日		(一一一)	十七日		(九二)
初七日		(一一一)	十八日		(九三)
初八日		(一一二)	十九日		(九三)
初九日		(一一二)	二十四日		(九四)
		(一一二)	二十五日		(九四)
		(一一二)	二十七日		(九四)
		(一一二)	二十八日		(九六)
		(一一二)	二十九日		(九六)
		(一一二)	三十日		(一〇一)

五月

初一日		(一四二)
初二日		(一四二)
初三日		(一四三)
初四日		(一四五)
二十九日		(一四〇)
二十八日		(一三六)
二十六日		(一三五)
二十五日		(一三三)
二十四日		(一三二)
二十三日		(一三〇)
二十二日		(一二九)
二十一日		(一二七)
二十日		(一二七)
十九日		(一二六)
十八日		(一二五)
十七日		(一二四)
十六日		(一二二)
十五日		(一二〇)
十四日		(一一九)
十三日		(一一八)
十二日		(一一六)
十一日		(一一四)

初六日		(一五三)
初七日		(一五三)
初八日		(一五五)
初十日		(一五六)
十一日		(一五八)
十二日		(一五九)
十三日		(一六一)
十四日		(一六二)
十五日		(一六三)
十六日		(一六四)
十七日		(一六四)
十八日		(一六五)
十九日		(一六六)
二十日		(一六七)
二十一日		(一七一)
二十二日		(一七三)
二十三日		(一七三)
二十四日		(一七四)
二十五日		(一七四)
二十六日		(一七五)
二十七日		(一七七)
二十八日		(一七八)
二十九日		(一七八)
三十日		(一八〇)

六月

初一日		(二八二)
初二日		(二八二)
初三日		(二八三)
初四日		(二八七)
初五日		(二八七)
初六日		(二八九)
初七日		(二九〇)
初八日		(二九〇)
初九日		(二九六)
初十日		(二九八)
十二日		(二九八)
十三日		(二〇〇)
十五日		(二〇二)
十七日		(二〇三)
十八日		(二〇四)
十九日		(二〇四)
二十日		(二〇四)
二十一日		(二〇六)
二十二日		(二〇六)
二十三日		(二〇八)
二十四日		(二〇九)
二十五日		(二一〇)
二十六日		(二一二)

七月

二十七日		(二二二)
二十八日		(二二二)
二十九日		(二二四)
初一日		(二二五)
初二日		(二二五)
初三日		(二二五)
初四日		(二二八)
初五日		(二二八)
初六日		(二二五)
初七日		(二二八)
初八日		(二二九)
初十日		(二二九)
十二日		(二三〇)
十三日		(二三一)
十四日		(二三二)
十六日		(二三三)
十七日		(二三四)
十八日		(二三五)
十九日		(二三五)
二十日		(二三七)
二十一日		(二三七)
二十二日		(二三八)
二十三日		(二四一)

八月

初一日		(二五八)
初二日		(二六二)
初三日		(二七〇)
初四日		(二七一)
初五日		(二七三)
初六日		(二七六)
初七日		(二七九)
初八日		(二八〇)
初九日		(二八二)
初十日		(二八三)
十一日		(二八四)
十二日		(二八六)
十三日		(二八九)
十四日		(二九〇)
十五日		(二九一)
十六日		(二九三)
十七日		(二九三)
二十日		(二四二)
二十一日		(二四三)
二十二日		(二四九)
二十三日		(二五一)
二十四日		(二五五)
二十五日		
二十六日		
二十七日		
二十八日		
二十九日		
三十日		

九月

初一日		(三〇六)
初二日		(三〇六)
初三日		(三〇七)
初四日		(三〇八)
初五日		(三一〇)
初六日		(三一〇)
初七日		(三一三)
初八日		(三一三)
初九日		(三一四)
初十日		(三一四)
十一日		(三一五)
十二日		(三一五)
十三日		(三一六)
十四日		(三一六)
十五日		(三一八)
十六日		(三一八)
十七日		(三一八)
二十日		(二九四)
二十一日		(二九七)
二十二日		(二九八)
二十三日		(二九八)
二十四日		(二九九)
二十五日		(三〇〇)
二十六日		(三〇一)
二十七日		(三〇三)
二十八日		(三〇四)
二十九日		(三〇五)
三十日		(三〇五)

十月

十八日		(三二三)
十九日		(三二四)
二十日		(三二六)
二十一日		(三二八)
二十二日		(三二九)
二十三日		(三三一)
二十四日		(三三一)
二十五日		(三三二)
二十六日		(三三三)
二十七日		(三三四)
二十八日		(三三六)
二十九日		(三三七)
初一日		(三三八)
初二日		(三四〇)
初三日		(三四一)
初四日		(三四三)
初五日		(三四四)
初六日		(三四五)
初九日		(三四六)
十一日		(三四六)
十三日		(三四六)
十四日		(三四七)

十一月

十五日		(三五〇)
十六日		(三五二)
十七日		(三五四)
十八日		(三六〇)
十九日		(三六〇)
二十日		(三六四)
二十一日		(三六五)
二十二日		(三六五)
二十三日		(三六六)
二十四日		(三六八)
二十五日		(三六八)
二十六日		(三七〇)
二十七日		(三七一)
二十八日		(三七一)
二十九日		(三七一)
三十日		(三七二)
初一日		(三七五)
初二日		(三七六)
初三日		(三七七)
初六日		(三七九)
初七日		(三八七)
十一日		(三八八)

十二月

十二日		(二八八)
十三日		(三九〇)
十四日		(三九〇)
十五日		(三九一)
十六日		(三九一)
十七日		(三九二)
十八日		(三九二)
十九日		(三九三)
二十日		(三九四)
二十一日		(三九四)
二十二日		(三九五)
二十三日		(三九八)
二十四日		(四〇一)
二十五日		(四〇三)
二十七日		(四〇四)
二十八日		(四〇五)
二十九日		(四〇六)
三十日		(四〇七)
初一日		(四〇九)
初二日		(四一一)
初三日		(四一三)
初四日		(四一三)

初五日		(四一四)
初六日		(四二三)
初七日		(四二五)
初八日		(四二六)
初九日		(四二七)
初十日		(四二九)
十一日		(四三一)
十三日		(四三二)
十四日		(四三六)
十五日		(四三七)
十六日		(四三九)
十七日		(四四二)
十八日		(四四三)
十九日		(四四五)
二十日		(四四七)
二十一日		(四四九)
二十二日		(四四九)
二十三日		(四五二)
二十四日		(四五五)
二十五日		(四五九)
二十六日		(四六二)
二十七日		(四七七)
二十九日		(四八〇)

1 同治三年正月初二日內閣奉

上諭上年直隸開州等州縣被水被旱被雹被蟲業經降旨分別蠲緩撫恤小民諒可不致失所惟念今春青黃不接之時民力未免拮据加恩著將開州東明長垣豐潤等四州縣成災五七八九分各村莊應納同治三年春徵新賦一切正雜糧租緩至同治三年秋後啟徵其開州東明長垣豐潤等四州縣歉收三四分各村莊應納同治三年春徵新賦正雜糧租緩至同治三年麥後啟徵至武清冀州甯河東安安肅完縣東鹿天津青縣靜海滄州南皮鹽山鉅鹿大名懷來玉田衡水甯晉深州等二十州縣歉收三四分各村莊應徵本節年糧租並深州連年積歉之揚李徐等九十村莊民欠節年糧租等項除同治三年新賦照常徵收外其餘緩至同治三年麥後啟徵歉收四分村莊應徵本節年糧租以及歉收三分村莊應徵節年糧租米豆同河淤海防經費儲備軍餉等項地租一併緩至同治三年秋後啟徵以紓民力該督即刊刻

謄黃偏行曉諭務使實惠均霑毋任吏胥舞弊用副朝廷乘春布愷嘉惠畿疆至意該部即遵諭行欽此

2 同治三年正月初二日內閣奉

上諭前因翰林院侍讀學士孫鏞鳴奏前署溫州府知府黃維誥等縱匪殃民各款諭令左宗棠查明具奏茲據奏稱查明原奏黃維誥等釀成會匪之變一節係由瑞安林垵牙戶李子榮與富戶陳安瀾挾嫌喊前倉匪黨拆燬陳安瀾房屋時孫鏞鳴在籍辦理團練自募勇丁赴平陽將前倉房屋燒燬該處匪黨旋圖報復聞孫鏞鳴有赴府城之信即閉入府城經署永嘉縣知縣陳寶善當即擊散厥後會匪攻溫州者兩次攻瑞安者月餘均由黃維誥陳寶善孫杰設法守禦幸未被陷會匪激變之由實由紳團孟浪所致原奏知府周開錫試辦鹽釐陳寶善勸其以設立威一節上年春間周開錫赴溫州府知府任時曾令試辦鹽釐輔以官運

0006440

永嘉所轄溫溪地方私販播造流言梟匪姚繼富糾眾擄鹽船連毀青田處州釐卡周開錫委陳寶善會同遊擊謝復雲前往處州將姚繼富緝獲訊明正法餘均弗問所稱捕得一人即時斬首當即指此陳寶善並無力勸用威之事原參已革署平陽縣知縣蘇金策與現署平陽縣知縣余麗元等勒捐索賄一節溫屬之永嘉瑞安平陽於咸豐十一年逆匪滋事時該局紳在募台勇議由各該紳富捐輸在價官不與聞嗣該紳富無以為價則書欠奏派各戶捐輸彌補周開錫之令蘇金策同余麗元經理此案捐輸不過因蘇金策為當時在事之人責令設法了結至蔡懋貞徧查捐局並無其人蘇金策實非以留算交代為名仍辦平陽捐務亦無與余麗元等帶同會匪蔡懋貞四出勒捐情事原參瑞安雙穗場鹽大使程泰森設立鹽局以入會通匪鄉里不齒之捐納知縣沈渙瀾在局幫辦一節程泰森即開化縣丞程泰新之訛上年曾委該員訪察既鹽利病委署雙穗場鹽大使因

辦理苛細不治輿情業經撤委其沈渙瀾一員向在瑞安與孫鏘鳴等同辦團事因言語迂觸致成嫌隙其曾否入會通匪無從查悉該紳所辦係海防局務至置船募勇之事係歸總兵黃載清管理沈渙瀾實無幫辦鹽局自設勇船之事黃維詰一員居官廉謹其操守尚屬可信以上各情有經元年春間二年夏間孫鏘鳴函請查辦者及逐一密查與所言迥異未敢稍有徇飾等語黃維詰等被參各款既據該督查無其事孫鏘鳴所奏著毋庸議餘著照所議辦理朝廷勤求民瘼言路宏開外省各地方官如果辦理不善原准例應奏事之員列款入告從未徧持成見不為查辦乃孫鏘鳴在局辦團激變執行接過於地方官以縱匪釀亂等情飾詞陳奏若非左宗棠深知黃維詰陳寶善官聲尚好幾致為該侍讀學士所誣且因沈渙瀾言語迂觸即指為通匪始則函囑左宗棠查辦因所言不行復捏詞入告該侍讀學士以在籍久經辦團疊邀遷擢之員宜如何公正為懷力圖報效今

據所奏各情是其徇私挾嫌居心實屬險詐孫錫鳴著即勒令休致欽此

3 同治三年正月初二日內閣奉

上諭曾國藩李鴻章奏查明淮揚等屬各州廳縣衙秋禾被水被旱勘不成災情形懇請恩施一摺上年江蘇淮揚徐海通等府州屬並海門廳地方夏間雨水過多秋禾雜糧被淹場通二府州屬高阜之區入伏後日久缺雨禾苗間有受傷收成均屬歉薄若仍照常徵收民力不免拮据著照該督撫所請所有勘不成災之山陽阜甯清河桃源安東鹽城高郵泰州東臺江都甘泉興化寶應銅山豐縣沛縣蕭縣碭山邳州宿遷睢甯海州沭陽贛榆通州泰興海門等二十七州廳縣並淮安大河揚州徐州四衛坐落各縣屯田應徵同治二年地丁等項錢糧均著緩至本年秋後起分作二年帶徵又淮揚二屬減則蘆葦田地並海州屬一水一麥減則田地應徵錢糧亦著照歷屆成案一律緩徵

又各該州廳縣衙勘不成災田地並江都甘泉二縣揚州衛被兵處所應徵本年上忙新賦亦著緩至秋成後察看啟徵其餘被歉各屬未完咸豐十年十一年同治元年災熟民欠錢糧凡坐落上年歉區及被兵地方者均著緩至本年秋成後察看帶徵其江屬上年秋成僅止中稔之山陽阜甯清河桃源安東鹽城高郵泰州東臺江都甘泉興化寶應銅山豐縣沛縣蕭縣碭山邳州宿遷睢甯海州沭陽贛榆通州泰興靖江海門等二十八州廳州縣並淮安大河揚州徐州四衛熟田項下民欠軍欠咸豐十年十一年原緩遞緩災熟舊欠及同治元年災緩各款銀米並不在豁免案內之各年津貼增租銀兩均著緩至本年秋後察看情形分別酌量帶徵以紓民力其阜甯清河桃源宿遷海州沭陽贛榆等七州縣上年被歉田地應行折徵漕糧銀兩著隨同各屬漕糧漕項銀米一體緩徵餘著照所議辦理該督撫即刊刻謄黃徧行曉諭務使實惠均霑毋任吏胥舞弊用副朝廷軫念民依至意該部知道欽此

4 同治三年正月初二日內閣奉

上諭曾國藩李鴻章奏查明各州縣被水被旱勘不成災地畝懇請緩徵漕糧並折色一摺江蘇淮揚等屬上年夏秋積雨低區被淹高地又復被旱若將應徵漕糧折色照常徵收民力恐有未逮加恩著照所請所有單開之山陽阜甯清河桃源鹽城高郵泰州東臺甘泉興化寶應銅山豐縣沛縣蕭縣碭山邳州宿遷睢甯海州沐陽贛榆泰興等二十三州縣勘不成災田地應徵同治二年漕糧及改徵折色銀兩均著照例緩徵以紓民力該督撫即刊刻謄黃徧行曉諭務使實惠均霑毋任吏胥舞弊用副朝廷軫念災區至意餘著照所議辦理該部知道單併發欽此

5 同治三年正月初二日內閣奉

上諭曾國藩李鴻章奏查明蘇松各屬應徵同治二年地漕等項錢糧懇請分別蠲緩一摺江蘇長洲等縣縣先後克復小民漸次復業惟被擾日久元

氣未甦若將同治二年新賦照常徵收民力實有未逮加恩著照所請所有長洲元和吳縣吳江震澤武進陽湖無錫金匱江陰宜興荆溪丹徒丹陽金壇溧陽等十六縣全境及華亭婁縣青浦寶山四縣被兵最重之區同常熟昭文崑山新陽太湖金山太倉鎮洋嘉定等九州廳縣全境應徵同治二年地漕等項錢糧漕米著全行蠲免華庭縣成熟各鄉著減免三成次熟各鄉著減免六成再次各鄉著減免七成奉賢縣全境著統減五成婁縣成熟田畝著減免三分之一上海縣西北鄉被擾極重之區著減免六成次重各鄉著減免五成其餘各鄉著減免四成青浦縣西鄉熟田著減免三成東南北三鄉著減免四成南匯川沙二廳縣全境著普減五成寶山縣被擾較重各鄉著減免四成地漕鹽課正雜耗羨錢糧及蘆課學租雜稅歸公官租等銀漕南行贈局恤等項米豆均著按分蠲減至華亭婁縣青浦三縣成熟田畝及奉賢縣減贍應徵地漕銀兩照常催徵惟前次被擾較重

錢漕並納民力未逮著同上海縣舊欠咸豐十年
十一年並同治元年原緩錢糧一併緩至同治三
年秋成後再行察看啟徵其蘇州太倉鎮海金山
鎮江等五衛幫屯田著照坐落地方一律蠲減惟
太倉鎮海二衛坐落寶山應徵田畝冊串遺失鎮
江衛旗丁罹難著將該三衛減廢應徵錢糧同鎮
江衛舊欠咸豐十年十一年並同治元年原緩屯
漕等項一併緩至本年秋成後察看情形再行造
冊啟徵以紓民力該督撫即刊刻謄黃徧行曉諭
務使實惠均霑毋任吏胥舞弊用副朝廷軫念災
黎至意餘著照所議辦理該部知道欽此

6 議政王軍機大臣 字寄

成都將軍崇 四川總督駱 副都統銜福

駐藏大臣景 前任駐藏大臣滿 幫辦大臣

恩 同治三年正月初三日奉

上諭前因滿慶恩慶奏稱呼徵捏詞誣控並勒辦賠
對及委員妄稟等各摺片當經諭令滿慶等以呼

徵控訴各語均係一面之詞萬難憑信令其傳知
李王團迅速赴京質對並曉諭明正土司安站通
道糧員嚴清崇撤回川省查辦矣呼徵失察堪布
剋扣布施不能秉公辦理致令藏中滋事斷難復
令回藏所控情節亦難憑信汪曲結布既為藏中
僧俗所服即著滿慶等責令協同達賴喇嘛掌辦
藏務令其撫輯僧俗務使各寺相安永息爭端不
准區分黨類恃強凌弱再行滋事僅能全藏底定
尚當破格加恩所有呼徵前控各情並著毋庸查
辦此係朝廷為安輯全藏起見特降此旨即著滿
慶等傳諭汪曲結布知悉令其益知感激倍加奮
勉前據駱東章奏膽對匪眾現已回巢此時所調
藏兵自毋庸再行進剿以省兵力而示體恤著滿
慶即將此項兵丁撤退仍歸藏地本境毋庸越境
會剿並著崇實駱東章飭令吏致康派撥兵丁查
拏夾壩以次疏通驛路前據滿慶等奏稱李王團
在川候補十年未得署缺並聲敘該員勞績請破
格錄用當以該員現辦軍務俟有成效再行奏獎

現在贍對既無須進勘著滿慶等即將該員前次勞績查明會同崇實駱秉章福濟景紋保奏令其赴川由駱秉章送部引見並由駱秉章察看該員才具酌量委用其嚴清榮被參之案即著福濟等將該員撤回內地查辦其明正等土司仍由滿慶等曉諭令其照常安設驛站呼徵事現在雖可毋庸查辦贍對土匪回巢能否與明正等土司日久相安及洋人傳教能否阻止各節事關緊要福濟曾任封疆辦理較滿慶等更當老練福濟到藏後即幫同景紋將該處實在情形辦理一面迅速奏聞其福濟行止著俟藏務辦竣後再行請旨滿慶本係任滿赴京人員著仍遵前旨起程回京福濟等仍遵前旨迅速赴藏毋稍延緩將此由六百里各諭令知之欽此遵

旨寄信前來

7 議政王軍機大臣 密寄

成都將軍崇 四川總督駱 副都統銜福

駐藏大臣景 同治三年正月初三日奉

上諭崇實駱秉章奏密陳西藏情形請權宜辦理一摺據稱滿慶李玉圓汪曲結布互相固結李玉圓慫恿滿慶朦混具奏以汪曲結布掌辦藏務復奏請將李玉圓破格錄用汪曲結布奏書中復力剖滿慶李玉圓之寃並滿慶李玉圓藉贍對天主教為名種種欺詐要挾請暫籌權宜辦理等語滿慶等挾私懷詐把持藏務已成固結難解之勢非權宜辦理不足以釋藏中之疑而離其勢本日已照駱秉章等所請寄諭滿慶等辦理矣滿慶等寄諭內仍將崇實駱秉章福濟景紋四人銜名敘入以釋滿慶等疑慮著崇實等速即按照寄諭滿慶等諭旨行文知照催令滿慶李玉圓迅即來京並曉諭汪曲結布告以呼徵失察堪布剋扣布施獲咎不復回藏前案毋須查辦所有藏務即責成汪曲結布協同達賴喇嘛掌辦令其撫輯僧俗毋令再生事端儻能全藏底定尚當破格加恩俾免疑懼仍曉以前次加恩係出自特旨非由滿慶等奏請

以散其固結之心一面催令李玉圃迅速來京催滿慶等到川再將李玉圃押解赴京羅勒等於道光年間既已入藏彼時未經藏中驅逐此時弛禁之後藏中僧俗未必即至驚疑滿慶等前奏藏中因洋人傳教人心惶惑是否實在情形著福濟景紋於到藏後查明酌辦膽對土匪前已回巢且係滿慶李玉圃藉勘辦該土司為名虛詞恫喝為要挾固結之謀即著福濟等飛速行文將滿慶等前調藏兵撤回毋庸越境會勘以弭邊釁仍著駱秉章等飭令史致康督令派出阜和協兵五百名紮駐河口查拏夾壩並曉諭明正裏塘各土司照常安設驛站以期疏通道路惟藏中正當多事之秋不可無人經理此時福濟等赴藏勢更難緩且滿慶等既可由藏來川福濟景紋何獨不可由川赴藏著仍懷遵前旨即速由川起程馳赴西藏認真查辦毋得藉詞推諉致干重咎至李玉圃說謊異常未必肯即行來京質對案情前據滿慶等奏稱該員自到川以來候補十有餘年在口外苦累未得

一著本缺懇請破格錄用等語是其志在躁進亟圖回川著缺早已情見乎詞此次寄諭滿慶等令其會同駱秉章等查明李玉圃勞蹟保奏請獎駱秉章等正可行文滿慶會商酌保一面將李玉圃撤調回省委以地方令其著缺俾該員有所欣羨迅速回川以絕藏中勾結煽惑之端亦係權宜一法總之藏中之治亂惟以福濟景紋到藏之遲速為斷如果能迅速赴藏俾滿慶等及早交卸則李玉圃自無所用其煽惑福濟景紋當識此意趕緊由川起程不得一味畏葸致誤大局至福濟此次赴藏仍當以幫同景紋專勘膽對為詞以釋滿慶等疑懼俟到藏後仍將呼徵等一策暗中查明據實具奏毋稍玩忽此次寄諭崇實等當加意慎密即將來覆奏時繕寫摺件之人亦當慎擇毋令稍有宣露以防漏洩崇實等摺留中將此由六百里各諭令知之欽此遵

旨寄信前來